

ひとり親家庭の現状と求められる支援

平井照枝

1. はじめにー「しんぐるまざあず・ふおーらむ北海道」とい
らむ」について

「しんぐるまざあず・ふおーらむ北海道」という団体で代表を務めています平井と申します。今日は「ひとり親家庭の現状と求められる支援」と題してお話をさせていただきます。本題に入る前に、まず自己紹介と当団体の紹介をさせていただきます。

私は一五歳の時に父を亡くしました。父は道庁の現業職員でした。ある時、事故後の手術で大量出血となり輸血をしました。その後職場復帰はしましたが、これがもとで長期療養となり、体調の悪化が進み病死してしまいました。父の死に伴い、私自身は何も変わりませんでした。私に対する社会の見方は「母子家庭の子」に変わりました。私は高校卒業後、就職試験を受けましたが、他の受験者たちが高校生活や部活動のことなどを面接官から聞かれているのに対し、私だけは父の仕

事や病気のことばかりを聞かれました。このときに初めて、社会には母子家庭に対する偏見や差別があるのだと実感しました。その後就職し結婚、二人の子どもを授かりましたが、四六歳の時に離婚し、今度は「母子家庭の母」になりました。母子家庭の母と子の両方を経験しているので、私は両方の立場で気持ちがわかります。

離婚後、東京に本拠を持つ「NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ」の「ひとり親家庭相談員養成講座」を受講しました。これをきっかけとして、たとえ大きな活動はできなくても、同じ境遇の者同士が集まって気持ちを話し合える場がつかれたらと思います。二〇〇八年に「しんぐるまざあず・ふおーらむ北海道」を設立しました。「しんぐるまざあず・ふおーらむ」の関係団体は、当団体も含め全国に現在八団体ありますが、本部・支部の関係はなく、それぞれが独立した団体です。このうち東京、関西、福岡、福島の四団体は、NPO法人の法人格を持って活動しており、福岡は行政からの受託事業などにも携わっていますが、

当団体は任意団体として活動しています。スタッフは全員それぞれに仕事を抱え、活動時間が平日の夜や土日に限られていることもあり、団体名に大きく「北海道」と付けてはいますが、札幌での活動がメインになっています。

「しんぐるまざあず・ふおーらむ」という団体は、もともとは一九八〇年に立ち上がった「児童扶養手当の切り捨てを許さない連絡会」という組織が前身で、当時の児童扶養手当制度の改善に反対し、全国で署名活動などを行う団体でした。これが一九九〇年代に入って母子世帯の相談や生活支援にも取り組むようになり、現名称に変更されました。現在は関係八団体で「シングルマザー全国連絡協議会」も設立し、年に一回、各団体の代表者が集まり、今後の活動方針や政策要望の内容などについて話し合っています。ひとり親家庭に限らず、親と子が安心して暮らせる社会をめざし、当事者支援や政策提言などを中心に活動しています。

2. なぜひとり親家庭は貧困なのか

(1) 大きな男女間賃金格差

特に日本の場合、社会的性差がひとり親家庭の貧困に結びついています。

日本の賃金の特徴として、男女の賃金格差が大きいが挙げられます。国税庁「平成二六年民間給与実態統計調査結果」によると、年収の平均は、男性（平均年齢四五・四歳）が五一四万円に対し、女性（同四五・六歳）は二七二万円と、女間で二四二万円の差があります。年収二〇〇万円以下の割合では、男性が一〇・八%に対し、女性は一四・九%にも上ります。

また、総務省の「平成二五年労働力調査」の結果によると、非正規雇用の割合は、男性二二・一%、女性は一五・八%です。男性が二割を超えていることも驚きですが、女性の場合、最も就業率が高いと思われる二五〜三四歳の層でも四割を超え、全体でも半数を超えています。

男女の賃金格差の大きさ、女性の非正規雇用率の高さの背景には、大沢真理氏（東京大学教授）が名付けるところの「男性正社員稼ぎ主システム」の存在があります。それは、日本では高度経済成長期を通じて確立されてきた、男性が外で働き、女性が家を守る、性差的役割分担の仕組みです。このシステムにおけるモデル世帯は、夫Ⅱ男性を家庭の主たる稼ぎ主とする片働き世帯であり、そ

れは妻Ⅱ女性が家庭内の家事・育児・介護を担う、いわゆる「日本型福祉」に支えられています。男性は終身雇用制のもとで家事や育児を担ってくれる妻の存在を前提に長時間労働や休日出勤を含む家族頼みの働き方をしてきたのに対し、妻Ⅱ女性は、主に家庭を守ることが役割とされ、必要に応じて外で働く場合であっても、いわゆる「配偶者控除の年収一〇三万円の壁」の枠内に収まるパート労働など、家計補助的な水準の収入で働くことを位置づけられました。

このような「男性正社員稼ぎ主システム／日本型福祉」の中では、一人で家事と就労を両立させなければならぬシングルマザーや単身女性などは、低収入しか得られない雇用形態に押し込まれがちになり、主たる稼ぎ主であったとしても、低収入の状態に置かれます。このような状況は近年、日本型雇用の見直しと非正規雇用の拡大により、シングルマザーのみならず、男女を問わず単身の非正規労働者などにも広がっています。

あわせて、日本の場合、社会保障や税制は個人単位ではなく世帯単位で計算されています。このことは、「男性稼ぎ主＋主婦＋子ども二人」の標準世帯から外れる単身世帯やひとり親家庭が、住宅政策や子育て支援策の不備など、公共サービス上の様々な不利益を蒙ることもつながっています。

また、日本型福祉は終身雇用制が続く限りにおいて一定の効果を発揮してきましたが、それが崩

れたことにより、機能不全を起こしています。その一方で、「介護の社会化」を理念とする介護保険制度が始まりましたし、一頃は「社会による子育て」という考え方も広がりました。家族の責任や自己責任がまた強調されるようになりつつあります。日本は税や富の再分配が弱い点も影響しています。

(2) 「子どもの貧困」と「女性の貧困」

男女間の賃金格差は、子どもがいるとさらに拡大するというデータがあります。OECDが二〇一二年にまとめた資料に、二五〜四四歳のフルタイム労働者における男女賃金格差を対男性賃金比率で国別に比較したものがあり、これによると、日本（二〇〇八年値）の場合、男女賃金格差の対男性賃金比率は、子ども（一六歳未満）がない場合でも二四%という高い水準ですが、子どもがいる場合は六一%にまで拡大すると推計されており、OECD諸国の中でも突出しています。

日本国内の子どもの相対的貧困率（世帯所得における可処分所得の中央値の半分以下の世帯の占める割合）は、二〇一二年時点（同中央値二四四万円）で一六・三%と、過去最悪になっています。全体の相対的貧困率は一六・一%ですので、子どもの相対的貧困率は全体のそれを上回っています。

その中でも、ひとり親家庭の子どもの貧困率は五四・六%（二〇一二年国民基礎調査）に上り、

つまり、ひとり親家庭の二世帯に一つは相対的貧困の状態にあるということです。これはOECD諸国の中では平均値の約二倍に相当し、小さな政府とされるアメリカをも超える、最悪の水準です。

また、「女性の貧困」の問題は昔から存在してきましたが、近年ようやく注目されるようになってきました。女性は、働ける世代（二〇〜六四歳）で三二%、六五歳以上では四七%が相対的貧困の状態です。

日本では「貧困は自己責任」という考え方が長く支配的であり、人々の多くは現在もそのように思われていると思います。

3. ひとり親家庭の置かれる現状

(1) 働いても貧困

厚生労働省は五年に一回のスパンで、「全国母子世帯等実態調査」を実施しています。今年二〇一六年はその実施年に当たっていますが、同調査の現時点での最新の調査は二〇一一年調査の結果です。

これによると、全国の母子家庭の就業率は八〇・六%（平均就労収入一八一万円）ですが、北海道に限ると就業率は七六・五%に下がります。父子家庭の就業率も同様で、全国では九一・三%に対し、北海道では八九・八%となっています。

これに対し、母子家庭の母親の就業形態にお

ける非正規率は、全国が五二・一%、北海道は六一・二%と、全国よりも高くなっています。平均年収で見ると、二〇〇万円未満では全国三七・二%に対し北海道五七・一%、三〇〇万円未満では全国六四・一%に対し北海道八七・〇%という高さです。そもそも北海道は全体の平均年収（四〇一万六二〇〇円、都道府県別ランキングで三四位）が低いことも、ひとり親家庭の就業上の困難の背景にあると思います。

日本のひとり親家庭の特徴は、働いているのに貧困状態であるということです。母子家庭でも八割以上、父子家庭では九割以上が就業しているにもかかわらず、ひとり親家庭の子どもの貧困率は五四・六%にも上ります。子どものいる世帯の相対的貧困率において、無業と有業の差がほとんど無く、有業の人の多くがいわゆるワーキングプアの状態にあるというのが日本のひとり親家庭の大きな特徴です。

(2) 社会的孤立

ひとり親家庭の場合、親が病気などになってしまつと、子どもの世話に誰かの助けが必要になります。

この点に関して、例えば札幌市の「ひとり親家庭の生活と意識に関する調査」（二〇一二年一〇月結果公表）では、「親が病気などになったとき、子どもの世話をする人は誰か」という設問があり

ました。その回答として最も多かったのは、母子家庭も父子家庭も「同居していない親」で、これが四割近く（母子三七・二%、父子三六・七%）を占め、「同居の親」もともに二割以上の回答がありました。しかし、ここで特に注目すべきは「誰もいない」という回答で、母子二二・一%、父子二三・一%と、ともに二割を超えました。親が不調のときに、代わりに子どもをみてくれる人が誰もいない状態にあるひとり親家庭が相当程度あるということに注意が必要です。

貧困とは、単にお金が無いという意味ではありません。様々な困り事を抱え、周囲に助けをくれる人がいないこと、すなわち孤立が重なったときに、貧困が成り立ってしまいます。その意味で、孤立状態に置かれ助けを求められないひとり親家庭が相当数あるということが、この調査結果からうかがえます。

(3) 子どもの保育と仕事の両立の難しさ

ひとり親家庭の親が就業するにあたって壁になっているのが子どもの保育です。

第一に、近年「待機児童」問題が深刻化していますが、公的保育所（認可保育所）には、ひとり親でも簡単にはあずけられないという問題があります。認可保育所は受け入れ児童数に限りがあるので、入所希望者にはポイント制で優先順位がつけられます。フルタイムで働いている人が最もポ

イントが高く、逆にパート労働や求職中になるとポイントが下がります。つまり、子どもをあずけるところがないと働けないのに、まず働かないとあずけられないというジレンマがこのポイント制にはあります。そのため、無認可保育所にあずけるを得なくなり、非常に高額な保育料をとられている人も多く、当団体も相談を受けることがあります。

第二に、公的保育サービスが残業や出張にまで対応しきれていないという問題があります。札幌市などでは夜間保育、早朝深夜保育、病後児保育などが事業化されていますが、周知度が低く、申請・登録に時間がかかって緊急時に利用できないなど、使い勝手が良いとは言えません。そもそもそのような事業自体がまだ行われていない自治体が多くあり、改善が必要です。

(4) 非婚者・離婚者への理解が不十分

母子家庭に対する様々な調査では、「母子家庭になった理由」が問われます。最も多い理由は「離婚」で八割を超えています。前出の厚生労働省「全国母子世帯等実態調査」では、二〇一一年調査で初めて、「非婚」が「死別」を上回りました。調査によってはそもそも「非婚」が選択項目に入っていないものもあり、非婚のシングルマザーへの支援はまだ不十分です。

また、司法統計の離婚の動機は「性格の不一致」

がこれまで最多であり続けていますが、これに次いで多いのが「ドメスティック・バイオレンス(DV)」です。DVには身体的暴力だけではなく精神的暴力が含まれますし、生活費を渡さないということも経済的暴力に当たります。

日本は協議離婚がほとんどで、当事者は離婚の本当の理由を親しい人にも伝えず、明るく振る舞ったりすることから、「安易な離婚」と思われ、「自己責任」などと捉えられがちです。しかし、当団体に相談に来た人たちの話から察すれば、皆悩んで苦しんだ末に離婚せざるを得ないという結論を出した人たちはかなりであり、安易な離婚など一件もないという印象です。

(5) 養育費の受給率の低さ

前出の厚生労働省「全国母子世帯等実態調査」の結果によると、シングルマザーのうち「子どもの養育費を受け取っている」は一九・七%にとどまる一方、「受けたことがない」は六〇・七%に上っています。母子家庭が受け取っている養育費の月額平均四万三四八二円という水準です。養育費の受給率の低さも日本の大きな特徴であり、これも母子家庭が貧困に陥る一因です。

また、「養育費の取り決めをしていない理由」については、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が約半数の四八・六%を占め、「相手と関わりたくない」が三三・一%を占めています。特

にDVが離婚原因になっている場合、養育費の振込口座から自分の居所が突き止められることは避けたいところですし、離婚するだけで精一杯だったという方も多くいます。

日本は養育費の支払いがそもそも義務化されていないこともあって、改善するべき様々な課題があります。例えば、相手方が再婚した場合、再婚後にできた扶養家族の生活費も算定に入ってくるため、養育費は減額される可能性があります。また、相手方の勤め先がしっかりと把握されていれば、強制執行によって給料や預貯金口座を差し押さえることも可能ですが、相手方の勤務先や住所がはっきりしていなければ、手の打ちようがありません。例えばアメリカやスウェーデンでは、養育費の支払い義務者が払わない場合、国が一度立て替えて養育者に支払い、国が義務者から徴収するという制度があります。日本ではまだそのような制度はなく、養育費が支払われない母子家庭などがそのまま困窮状態に陥っていく背景になっています。

(6) 社会保険制度（国保、年金、雇用保険）からの排除

先ほど母子家庭の母親が就業しても非正規率が高いという問題についてお話ししましたが、このことは社会保障制度からの排除という問題にもつながっています。母子家庭の母親の雇用形態は短

時間のパートがほとんどであり、ダブルワーク、トリプルワークで何とか生計を立てている母子家庭が多くありますが、それでも手取りは多くても月額一五万円程度という低収入であることに加え、本来であれば雇用主が負担すべき各種の社会保険料が納められない場合がほとんどだからです。

第一に、本来自営業者向けの制度である国民健康保険の保険料（以下、国保料）は、給与収入が低くても負担が重く、保険料が払えず、病気になっても病院に行けないということです。国保料は給与収入二〇〇万でも毎月一万八〇〇〇円ほどを納めなければなりません。頑張つて働いても国保料を滞納してしまい、保険証を失ってしまったり、子どものために借りている高校の奨学金を国保料の支払いに充てなければいけないケースもあると聞きます。全体の調査で、約五・九%の人がどの健康保険にも加入していないというデータが出ており、大変驚いています。

また、公的年金の未加入者は全体の一六・一%を占めます。国民年金制度自体は満額納めても、月額六万五〇〇〇円程度ですので、生活保護の最低生活基準にも満たない水準です。免除制度を利用しているも受給額は更に低く、低年金・無年金となれば、万が一への備えがほとんど無く、先ほどご紹介した高齢女性の貧困率の高さにも端的に表れているように、老後の生活にも大きく影響します。

さらに、雇用保険未加入者も全体の四割を占め

ます。母子家庭の母親の場合、短時間パートで週二〇時間に満たない勤務時間も多く、そもそも制度の適用対象になりません。前出の厚労省調査によれば、母子家庭の母親は、預貯金額五〇万円未満が約半数（四七・七%）を占めます。特に母子家庭の母親は、子どもの病気などで欠勤が続いたりすることもあるため、最も解雇対象にされやすい立場にあると言えますが、預貯金も雇用保険も無ければ、失業したら直ぐに困窮してしまいます。

(7) ひとり親家庭支援の施策と実態の乖離

ひとり親家庭に対する公的な支援制度は、生活・就業に関する相談支援、子育て支援をはじめ、すでに多彩なメニューが用意されています。問題はそのことの周知が進んでいないことのほか、施策の方向性・内容とひとり親家庭の実態に乖離があることです。

札幌市の調査（二〇一二年）によると、ひとり親家庭支援の各種制度に対する認知度や活用実績は概ね低い数値が出ています。認知度はどの制度も三割前後、利用実績は高くても一割を超える程度にとどまる一方、そもそも制度自体を知らないという人たちは四・五割にも上ります。

例えば札幌市では、ひとり親家庭の親が病気になったときにヘルパーが家に派遣されて、家事や子どもの世話をする「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施していますが、二〇一二年の札幌

市調査によると、利用実績は一・九%しかありません。同制度は利用料も手頃で良い制度だと思えますが、周知度も二五%程度のため、利用がなかなか広がりにません。

また、ひとり親家庭の実態との間に乖離が見られるのは、児童扶養手当を削減し、就労支援を強化したことです。

ひとり親家庭対象の福祉制度の中でも最も利用者の多いのが児童扶養手当制度です。この制度は、母子家庭の子ども（一八歳未満）を養育することを目的とした現金給付制度です。これが小泉政権期の二〇〇二年、支給要件や所得制限が厳格化される代わりに、職業訓練などの就労支援が拡充されました。ここで日本の母子家庭支援の考え方は、手当の給付から就労支援へシフトしたということ

です。

二〇〇二年の改革以降、「母子家庭支援Ⅱ就労支援」の傾向が強まっていますが、先ほども説明したように、母子家庭の母親の八割以上はすでに就業しており、働ける人はすでに働いていますし、働いていないのは、自分が病気を抱えていたり、子どもが障害を持っているなど、働きたくても働けない人です。それでもさらに就労支援を強化することに、支援の効果があるのか、非常に疑問があります。すでに働いている母親が、従前からの仕事をしながらステップアップの訓練を受けるとか、仕事を辞めて学校に通うといったことは、非常に負担が大きいことです。

また、就労支援はメニューが多い割には、各制度が上手く回っていない状況も見られます。例えば、介護福祉士や看護師などの国家資格を取得するため、学校に二年以上通う場合、その間の生活費の助成として月一〇万円が給付される「高等職業訓練促進給付金」という制度があります。母子家庭の母親の多くは、預貯金もほとんど無いため、給付金があっても、学費を払うと生活できません。そのような場合、ひとり親家庭を対象とした「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」があり、これを併用できます。しかし、制度としては保証人不要とされていますが、滞納の多さなどを背景に、受付窓口を担う自治体の対応により、実際には保証人無しでは借りられません。そのため、せつかく学校に受かって、高等職業訓練促進給付金の申請も行ったのに、最後の最後に福祉資金の貸し付けが受けられず、入学を辞退してしまうケースもありました。

(8) 児童扶養手当の運用上の問題と二〇一六年改定の影響

死別によるひとり親家庭の場合、遺族年金が支給されます。遺族基礎年金では月六万六〇〇〇円ほどが支給され、子どもがいる場合には一人当たり月二万円弱（第一子、第二子）が加算されます。厚生遺族年金に加入していた場合は更に加算されます。なにより、遺族年金は所得などによって支

給額が上下しません。

これに対して離婚・非婚のひとり親家庭の命綱は児童扶養手当です。二〇一六年四月に改定された現行（二〇一六年六月現在）の児童扶養手当の支給額は、子どもが一人の場合、満額で月額四万二二三〇円です。第二子がいる場合は五〇〇〇円加算されて四万七三三〇円に、第三子がいる場合は三〇〇〇円が加算されて五万三三〇〇円になります。子ども一人の場合の額は、物価スライドが導入されているため、物価によって額が変動しますが、第二子以降の加算分は一律です。

二〇一六年五月に「児童扶養手当法」の改正法が成立したことを受け、同年八月から第二子、第三子の加算額が倍増され、それぞれ一万円、六〇〇〇円の加算になります。ただし、現行制度では第二子以降の加算分は一律ですが、改定後はここにも所得連動が適用されます。また、ひとり親家庭の半数は子どもが一人の世帯であり、増額の恩恵はありません。子ども一人の場合、年収一三〇万円で減額され、三六〇万円で全額停止になります。

しかも、今次制度改正では、不正受給の監視強化と求職活動の確認回数の増加もたらされました。不正受給の監視強化を背景に、相談窓口が求職活動の確認の名の下にひとり親家庭を監視するための機関になってしまうと、ますます相談に行きづらくなるのではないかと懸念しています。

このほか、児童扶養手当制度には支給のスパ

の問題もあります。現行制度下では、年に三回（四月、八月、十二月）、四カ月分をまとめて、しかも後払いで支給されており、支給日直前の生活は非常に苦しい状態に置かれます。このことが収入の不安定なひとり親家庭にとって、日々のやりくりをいつそう困難にしています。

千葉県銚子市で二〇一四年九月、県営住宅に暮らす母子家庭で、家賃滞納を理由とする立ち退きの日に、中学生の娘を母親が殺してしまうという事件が起きました。この母親は当時非常にパッシングを受けましたが、夫の借金を背負い、どこかに相談できなかったのかと思つています。生活保護の申請にも行つていたようですが、結果的に保護には至らなかつたようです。この母親は学校の非正規給食調理員の仕事をしていて、八月は夏休みで給食調理員は仕事が無くなるので、九月は給料がゼロになります。八月支給分の児童扶養手当もそれまでの諸々の支払い等に充てられて、手持ちはほとんど無かつたと見られ、大変な困窮状態の中で犯行に及んだものと推察されます。

依然として日本社会では、死別によるひとり親に比べて、離婚・非婚のひとり親には自己責任という厳しい視線が向けられています。こうした差別を解消し、せめて遺族基礎年金並みに児童扶養手当を拡充するなど、離婚・非婚のひとり親への支援の充実化を引き続き求めていきたいと思つています。

また、児童扶養手当は、制度の狭間で支給され

ない人たちも多く困っています。例えば、別居後の離婚調停が長引いた場合、そして夫が失踪した場合、生活実態としてはすでに母子家庭になっていますが、離婚の手続きができず、公にはひとり親家庭とはみなされないので、このような場合、遺棄から一年以上経たなければ児童扶養手当の支給対象になりません。このほか、支給日は年に三回しか無いなかで、役所内での書類審査の不手際などに遭い、申請してから長期間支給されず、結局は困窮して生活保護を受けなければならなくなるケースもあります。行政だけでなく、民間の支援団体なども上手く連携し、現に困っているひとり親家庭の生活をつなぐための態勢づくりが引き続き重要です。

(9) DV被害者の現状

ひとり親の中には、配偶者からのDVを理由に離婚を選択した方も少なくありません。しかし、日本社会ではDV被害者に対する理解もまだ不十分であり、「嫌なことを嫌だと自分ではつきり言えないからだ」とか「話し合いが足りないからだ」などと、被害者の側の自己責任が言われがちです。DVと夫婦喧嘩で何が違うのかと言えば、被害者は加害者の支配やコントロールの下に置かれるので、関係が対等ではないということです。先ほども説明したように、身体的な暴力に限らず、人格否定など精神的暴力や経済的暴力もあります。女

性が加害者、男性が被害者、あるいは同性同士のパートナーでも起こりますが、やはりDVの多くは男性が加害者、女性が被害者になるので、以下、女性が被害者になる場合についてお話しさせていただきます。

DV被害の実態を周囲に理解してもらうには、私生活をさらす必要があるため、困難を伴います。例えば、加害者には二面性があり、外では社会的地位も信頼性もある一方、家庭内では妻に対して暴力・支配などがある場合、誰かに相談しても、なかなか信じてもらえません。むしろ、被害者の方に責任があるように受け取られてしまい、さらに孤立を深めることもあり得ます。また、精神的なDVを受けるなかで、「生きる価値が無い」とか、「二人では生きていけない」など、人格を否定するようなことを日々言われ続けていると、無力感を植え付けられます。また、自分の安全を相手が握っている状況下にあつては、どれだけ周囲が「離婚すれば良いのに」と思っても、本人としては離婚するという決断はできるものではありません。また、家を出てシェルターなどへ避難するという決断をしたとしても、仕事や人間関係も含め、それまでに築いてきた全てを捨てていかなければならないため、新しい環境で一から自力で生活を始めていくのは本当に大変なことです。

こうしたことから、多くのDV被害を受けている女性は、「子どものために離婚できない」と言います。しかし、DVには子どもに対しても重大

な影響を及ぼすことが指摘されています。「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童虐待の定義（第二条第一項第四号）に「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応」に加え、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」、すなわち「面前DV」が挙げられています。

離婚後の新生活のスタートには様々な困難が伴いますが、DV離婚の場合、新しい住所を加害者に知られないようにするため、自分の親族にも住所を秘密にすることもあり、その場合は親族からの援助が受けられません。日本では、依然として家を借りるにも就職するにも保証人を確保しなければならぬ社会です。これに限らず、日常生活で住所を書く場面は存外に多いので、住所を秘密にして生きていくことには様々な困難があります。

関係して、現在は本人の希望で住民票の閲覧交付請求に制限をかけることができますが、これは一度申請したら本人が解除するまで制限が続くのではなく、毎年更新しなければなりません。閲覧制限の申請にあたっては、警察や相談機関の書類を合わせて提出しなければならぬので、関係機関を何度も行き来させられます。この手続きは、場合によっては、仕事を一日休むくらいでは済まないほど大変なのですが、毎年更新しなければならぬというところでいっそうの苦勞を伴い、中には手続きの日程が確保できずに、危険を感じてい

ても申請自体を諦めてしまう人もいます。それでも、何かトラブルがあったら、申請しなかった本人の責任にされてしまいます。この手続きを簡素化し、当事者の負担を減らすために、例えば意思表示カードを提示すればどの機関でも自動的に制限が掛かるような仕組みを導入するなど、まだ工夫が必要です。

(10) 生活保護の受給者に冷たい社会

日本の生活保護の受給世帯は、高齢者世帯四五%、疾病障害者世帯二九%、母子世帯七%の割合を占めています（被保護者調査二〇一四年二月速報値）。

ところで、日本は生活保護受給者に厳しい国です。生活保護といえは、「不正受給」や「保護費でパチンコをやっている」といったイメージが先行しています。また、近年は毎年のように「受給者数最多記録更新」の報道がされていますが、国内の総人口に占める受給者数の割合、社会保障経費全体やGDPに占める生活保護費の割合、諸外国の状況との比較など、受給者数や保護費の額を客観的に分析するところまでは十分に報道されていないため、「生活保護が日本の社会保障を押しつぶす」といった間違った主張が受け入れられやすくなっています。

日本の生活保護は、捕捉率の低さが問題視されています。捕捉率とは、生活保護を受けるべき生

活水準にある人のうち、実際に保護を受けている人の割合です。二〇一〇年のデータによると、フランスでは九割以上、スウェーデンでは八割以上、ドイツでは六割以上に上るのに対し、日本では二割にも達していません（出典：生活保護問題対策全国会議編『生活保護「改革」ここが焦点だ！』）。

生活保護の捕捉率の低さの背景として、生活保護のステイグマの問題があります。ステイグマとはギリシヤ語で「烙印」という意味です。生活保護を受けることは憲法で保障された国民の権利ですが、それ自身が恥だと考えられているために、保護だけは嫌だと、実際には保護を受けるべき状態にある人が、自ら保護を避ける状況がよく見られます。

このほか、生活保護の問題として、すでに生活保護を受けている場合、他の支援を受けづらいケースがあるということです。当団体で相談を受けたケースで、子どもが重度の精神疾患を持っている方がいます。この子は頻繁にパニックを起こし、その度に病院へ行かなければなりません。精神疾患の場合、救急車を喚んでも、落ち着いたら親がタクシー等で病院へ連れて行くと言われます。このような場合のタクシー代は、自治体によっては後で申請すれば支給されるところもありますが、支給されない場合は、保護費の中から食費等を削ってタクシー代を捻出しなければならなくなります。保護を受けているのに困窮してしまいます。

(11) 公的な教育支出の低さ、家計への教育費負担の重さ

日本は公的な教育支出が極めて低い国です。OECDのまとめた『図表でみる教育（二〇一四年版）』によると、日本の公財政教育支出（機関補助＋個人補助）の対GDP比は、加盟国中で最低の三・八%です（加盟国平均五・六%）。かつては三・三%だったのが、二〇一〇年度からの高校授業料無償化によって若干上昇していましたが、これも現在は所得制限が入って完全な無償化ではなくなってしまうました。その一方で、当然ながら、家計に占める教育費支出の割合は韓国と並んで世界で最も高い水準です。これが世帯所得の高低によって教育格差が生まれる背景になっています。

関係して、奨学金の負担の問題が近年深刻化しています。有利子奨学金を借りる学生は、一九九八年の一一万人から二〇一二年には九六万人にまで大きく増えたのに対し、無利子奨学金を借りる学生の数は一八万五千三九万人とほとんど変わっていません。奨学金は学生本人ではなく家計の状況によって借りるかどうかが判断するものですが、返済は卒業後の学生本人がすることになります。返済額は、五〇〇万円ならまだ少ない方で、高校と大学で借りた場合は一〇〇〇万円にもなる人もいます。卒業後、正規の雇用には就けるならまだしも、低収入の非正規雇用の仕事などに就いてしまうと、返済を滞納してしまう可能性が高まります。

有利子奨学金は民間の資金が投入され投資の対象となったことで、返還至上主義なり、実際、滞納を理由に機構から提訴される人がこの二〇年で何倍にも増えています。

(12) 寡婦控除の適用上の差別

寡婦控除とは、女性が寡婦の要件に当てはまる場合、所得税・住民税の一定割合が控除される仕組みです。

寡婦控除の適用対象になるかどうかは、今の状況ではなく、婚姻歴があるかないかです。「離婚後に他の男性との間に未婚で子を出産した」女性も、「未婚で子を出産し、他の男性と結婚し、その後離婚した」女性も、婚姻歴があるので控除の適用対象になりますが、「未婚で子を出産し、一度も婚姻歴が無い」場合は対象になりません。寡婦控除は元々、戦争未亡人のためにつくられた制度であり、遺族年金も含め、現行の母子家庭支援の施策は戦争未亡人の救済施策が基になっているからです。障害者控除は障害になった理由を問わずに控除の対象になりますが、理由によって差別があるのは寡婦控除だけです。死別の場合は、扶養する子どもがいなくても適用対象になりますが、離別は扶養家族がいなければ適用になりません。このほか、要件を満たす男性に適用される「寡夫控除」もあります。年収五〇〇万円以下で、扶養する子どもがいなければ適用になりません。

男性と女性の間でも控除の適用基準に差があります。

所得税・住民税に寡婦・寡夫控除が適用になっているかどうかは、保育料や医療費助成、公営住宅家賃など、他の諸制度にも影響するので、差別の解消が求められます。全国の自治体の中には、非婚のひとり親家庭を対象に「みなし寡婦・寡夫控除」を独自に適用しているところもあり、当団体もこの間、道内のいくつかの自治体に対してみなし寡婦・寡夫控除の実施を求める陳情を行ってきています。ただし、こうした活動にはまだ強い反発もあり、社会の側の意識を変えていく取り組みも必要です。

(13) 面会交流の公的支援の必要性

両親が離婚しても、子どもにとっては、両方の親が養育に責任を持ち、自分がきちんと愛されていることを確認する機会を持つことはとても大切なことです。面会交流の考え方や取り組みは否定されることはありませんが、問題は各家庭の状況を勘案せずに、面会交流ありきで取り決めされることです。

例えば、夫からのDV被害に遭って、やっと思いでシエルターに避難した場合であっても、一回目の調停で「月に何度面会交流をしますか」などと言われます。あるいは、調査員との短時間の面談の中では、普通に会話をする様子を見て、面

会交流の実施にあたっては何の問題もないと判定されます。子どもへの直接的な虐待がなければ、DVの有無などはあまり考慮されていないということですが、

さらに、なるべく早くに面会交流を行うことが必要とされていることで、DV被害に遭っている母親と子どもが、まずは生活の安定を考えても、それは母親の思いであって、子どもの気持ちを考慮してはいないのではないかと受け取られ、取り決めに行為されることとなります。また、面会交流によって被害者の居場所が加害者に知られてしまう危険性もあります。

いずれにしても、DVや虐待が離婚の理由の場合は、まずは、生活の安定を見守り、その後、面会交流支援なども利用しながら、安全で安心できる親子の交流が行われることを望みます。養育費の支払いを確実に履行させることが大切です。その上で、安全な面会交流を実施するために、公的支援の導入も検討する必要があります。

4. 生きづらさを抱えるひとり親家庭をどう支えるか

私たちは「他人に迷惑をかけないように」という意識を強くすり込まれています。そのため、家が苦しいのは自分の努力が足りないからであり、それは誰かに相談して良いとは思っていません。また、一人での子育てが大変でも、「ひとり親だ

からこそ、ちゃんと育ててくれない」と、助けを求めることもできません。助けを求めることが他人に迷惑をかけることではないのですが、「助けて」ともなかなか言えない状況に置かれています。

その一方で、世間からは、ひとり親家庭は可哀想だと一方的に同情されたり、あるいは逆に「大変なのは母子家庭だけではない」、「母子家庭ばかりが優遇されている」と批判されることもありま

てなくなっています。子どもの貧困対策推進法が施行されたこともあり、学習支援や子ども食堂など、地域の支援は近年ようやく広がりを見せていますが、なにより生活の安定が必要で

す。ひとり親家庭は多様に存在する家族のかたちの一つなのですが、日本にはまだ、ひとり親家庭に対する偏見や差別があり、ひとり親家庭の抱える困難への理解が広がることを望みます。

ひとり親家庭のもう一方の当事者は子どもです。親が仕事の掛け持ちをしたりしていると、帰宅時間が遅くなるので、子どもだけで食事をしたり、幼い弟や妹の面倒を兄・姉がみなければならなりません。また、困窮によって親が追い詰められると、子どもへの虐待も起こりやすくなります。

子どもの相対的貧困とは、子どもが普通にできていることをできない状態です。それは例えば、部活動ができないとか、塾に通えないとか、友人と映画や買い物に行くことができないといったこと

です。生活保護を受けていても、高校生の修学旅行費は出ませんので、修学旅行に行けない高校生も大勢います。皆ができて当たり前のことが自分だけできないという状態に置かれると、自分には価値が無いと考

えたり、将来に夢や希望を持

たてていく必要があります。子どもの貧困対策推進法が、支援にとつては非常に重要です。あわせて、当事者の抱える複雑な問題を解決するのは、一人の支援者、一つの団体の力でどう

かなるものではなく、得意分野・専門分野を異にする様々な団体がネットワークを組んで連携し、当事者視点に立った支援の方策を模索していく地道な努力が不可欠です。これが本来的な意味でのワンストップサービスを実現することにつながると思います。

誰もが安心して暮らせる社会とは、多様な生き方を認め合える社会です。それは、病気や障害の有無にかかわらず、ひとり親家庭であるかどうかにかかわらず、誰もが安心して働くことができ、安心して子育てができ、すべての子どもにチャンスがある社会です。このような社会の実現をめざすことは、ひとり親家庭だけの問題ではないので、多くの人々にこうした社会づくりへの関心や問題意識を持つてほしいと思っています。

へひらい てるえ・しんぐるまざあず・ふおーらむ北海道代表

本稿は、二〇一六年六月二三日に開催した「第三〇回生活権研究会」の内容をまとめたものです。
文責・編集部